

我孫子市リサイクルセンター整備運営事業

基本契約書（案）

令和8年7月10日

我 孫 子 市

我孫子市リサイクルセンター整備運営事業
基本契約書（案）

我孫子市（以下「本市」という。）は、我孫子市リサイクルセンター整備運営事業（以下「本事業」という。）に関し、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）に準じ、その効果を最大限に発揮するため、建設及び運営に係る業務を一体の事業として民間の事業者に発注することとした。本市は、総合評価一般競争入札により事業者の募集を実施し、民間事業者（代表企業である【 】、構成企業である【 】、【 】及び【 】で構成される【 】グループを構成する上記各企業のことをいう。以下同じ。）を落札者として決定した。民間事業者は、本市との間で、本事業に関し、令和●年●月●日付け基本協定書を締結した。民間事業者は、基本協定書第3条の定めに従い、本事業に係る運營業務及び維持管理業務を行わせるために、SPCである【 】（以下「運営事業者」という。）を設立した。¹本市、民間事業者及び運営事業者は、かかる経緯のもと本事業に関して、本事業に関する基本的な事項について合意し、次のとおり基本契約を締結する。

（目的及び解釈）

- 第1条 基本契約は、本市、民間事業者及び運営事業者が相互に協力し、本事業を円滑に実施するために必要な基本的事項を定めることを目的とする。²
- 2 基本契約の本文に定義されていない用語については、別紙1の定義集に定義された意味を有する。

（公共性及び民間事業の趣旨の尊重）

- 第2条 民間事業者は、本事業が公共性を有することを十分に認識し、本事業の実施に当たっては、その趣旨を尊重する。
- 2 本市は、本事業が民間事業者の創意工夫によって実施されることを十分に理解し、その趣旨を尊重する。

（事業の概要等）

- 第3条 本事業及び本事業において建設され、運営される施設の概要は別紙2に示す。
- 2 本事業の日程は、別紙3記載の日程（以下「事業日程」という。）のとおりとする。
- 3 本事業において、民間事業者及び運営事業者が行う業務は、別紙4記載のとおりと

¹ 民間事業者がSPCを設立しない提案を提出した場合には、「民間事業者は、基本協定書第3条の定めに従い、本事業に係る運營業務及び維持管理業務を行わせるために、SPCである【 】（以下「運営事業者」という。）を設立した。」は削除する。なお、当該場合には、本契約上の運営事業者に関する定めについては、適宜の修正を行う。

² 民間事業者がSPCを設立しない提案を提出した場合には、「及び運営事業者は」は削除する。

し、民間事業者を構成する各当事者及び運営事業者は、当該者が遂行すべき業務を遂行するものとする。³

- 4 本事業において、本市が行う業務は別紙5記載のとおりとし、民間事業者は、当該申請手続きに必要な書類の作成その他本市が要請する事項について本市を支援するものとする。

(役割分担)

第4条 本事業の実施において、構成員、協力企業及び運営事業者は、別途合意した場合を除き、次の各号に定めるそれぞれの役割及び業務実施責任を負う。⁴

[提案書の内容に従って記載します。]

[第5条は、設計企業又は建設企業が共同企業体を結成しない場合は削除する。]

(設計・施工業務)⁵

第5条 民間事業者のうち設計企業及び建設企業は、本事業のうち別紙4第1項記載の設計・施工業務(以下「設計・施工業務」という。)を一括して請け負うに当たり、設計企業及び建設企業からなる建設JVを組成するものとし、建設JVの組成及び運営に関し、建設JV協定書を締結の上、これを維持するものとする。

- 2 建設JVは、前項の定めるところに従って協定書を締結した場合、速やかに、その写しを本市に対して提出するものとし、その後、当該協定書を変更したときには、速やかに変更後の協定書又は変更のための覚書その他の契約書の写しその他変更内容を証する書面を本市に対し提出するものとする。

[以下は、設計企業が共同企業体を結成、建設企業が共同企業体を結成する場合に使用する。]

第5条 民間事業者のうち設計企業は、本事業のうち別紙4第1項記載の設計・施工業務(以下「設計・施工業務」という。)のうち建設に関する以外の業務を一括して受託するに当たり、設計企業からなる共同企業体(以下「設計JV」という。)を組成するものとし、設計JVの組成及び運営に関し、設計JV協定書を締結の上、これを維持するものとする。

- 2 設計JVは、前項の定めるところに従って協定書を締結した場合、速やかに、その写しを本市に対して提出するものとし、その後、当該協定書を変更したときには、速やかに変更後の協定書又は変更のための覚書その他の契約書の写しその他変更内容を証する書面を本市に対し提出するものとする。

³ 同上

⁴ 同上

⁵ 第5条は、事業者の提案する設計・施工業務を実施する体制により、該当する条文を選定する。また、建設工事請負業務契約書(案)は、当該体制に合わせて調整する。なお、公表中の建設工事請負契約書(案)は、設計企業及び建設企業が共同企業体を結成することを前提としている。

- 3 民間事業者のうち建設企業は、本事業のうち別紙4第1項記載の設計・施工業務（以下「設計・施工業務」という。）のうち建設に関する業務を一括して受託するに当たり、建設企業からなる建設JVを組成するものとし、建設JVの組成及び運営に関し、建設JV協定書を締結の上、これを維持するものとする。
- 4 建設JVは、前項の定めるところに従って協定書を締結した場合、速やかに、その写しを本市に対して提出するものとし、その後、当該協定書を変更したときには、速やかに変更後の協定書又は変更のための覚書その他の契約書の写しその他変更内容を証する書面を本市に対し提出するものとする。

[以下は、建設企業が共同企業体を結成する場合に使用する。]

第5条 民間事業者のうち建設企業は、本事業のうち別紙4第1項記載の設計・施工業務（以下「設計・施工業務」という。）のうち建設に関する業務を一括して受託するに当たり、建設企業からなる建設JVを組成するものとし、建設JVの組成及び運営に関し、建設JV協定書を締結の上、これを維持するものとする。

- 2 建設JVは、前項の定めるところに従って協定書を締結した場合、速やかに、その写しを本市に対して提出するものとし、その後、当該協定書を変更したときには、速やかに変更後の協定書又は変更のための覚書その他の契約書の写しその他変更内容を証する書面を本市に対し提出するものとする。

[以下は、設計企業が共同企業体を結成する場合に使用する。]

第5条 民間事業者のうち設計企業は、本事業のうち別紙4第1項記載の設計・施工業務（以下「設計・施工業務」という。）のうち設計に関する業務を一括して受託するに当たり、設計企業からなる設計JVを組成するものとし、設計JVの組成及び運営に関し、設計JV協定書を締結の上、これを維持するものとする。

- 2 設計JVは、前項の定めるところに従って協定書を締結した場合、速やかに、その写しを本市に対して提出するものとし、その後、当該協定書を変更したときには、速やかに変更後の協定書又は変更のための覚書その他の契約書の写しその他変更内容を証する書面を本市に対し提出するものとする。

(運営事業者の運営)⁶

第6条 SPC構成員は、本事業の業務の一部である運営業務を遂行させることのみを目的として、運営事業者を適法に新設したものであることを確認する。

- 2 構成員は、運営事業者の設立及び運営に関して締結した株主間の契約がある場合には、当該契約が、次の各号に定める事項を含み、かつ構成員が次の各号に定める事項に反する書面又は口頭による合意を締結していないことを表明し保証する。また、構成員及び運営事業者は（第8号及び第9号については構成員は）、本市に対し、運営事業者の運営に関し、次の各号に定めるとおり、これを遵守する。当該遵守義務は構成員及び運営事業者が連帯債務として負担するものとする。

- (1) 運営事業者は会社法（平成17年法律第86号。以下「会社法」という。）が定める株式会社であるところの取締役会設置会社、かつ監査役設置会社とすること。

⁶ 民間事業者がSPCを設立しない提案を提出した場合には、本条は削除する。

- (2) 運営事業者の本店所在地を我孫子市とし、我孫子市以外の土地に移転しないこと。
 - (3) 運営事業者の担当する業務は、運営業務の受託及び基本契約において運営事業者が担当すべきとされるその他の業務のみとし、運営事業者の目的をその範囲に限定すること。
 - (4) 運営事業者の株式は譲渡制限株式の1種類とし、運営事業者の定款に会社法第107条第2項第1号所定の定めを規定すること。
 - (5) 運営事業者の資本金は提案書記載の金額とし、事業期間中これを維持すること。
 - (6) 運営事業者の各年度の決算期を各年度3月末日とすること。
 - (7) 構成員の全てが運営事業者の出資の全額を出資していること、並びに代表企業の株式保有割合が出資者中50%を超えることを確認の上、事業期間を通じて、かかる状態を維持し、かつ本市の事前の同意なくして、これを変更し、又は構成員以外の者による出資は行わせないこと。
 - (8) 構成員は、運営事業者が債務超過に陥った場合、又は資金繰りの困難に直面した場合には、構成員の全部が連帯して、又はいずれかの構成員が単独で、運営事業者を倒産させず、運営事業者が運営委託契約上の債務を履行できるよう、当該事業年度において支払われる運営費総額を上限として、運営事業者への追加出資、劣後融資その他本市が適切と認める支援措置を講ずるものとする。
 - (9) 構成員は、運営事業者が運営業務を実施するための人員を確保することに協力すること。
- 3 構成員は、各自の保有する議決権を行使して、本条第2項第1号から第6号の定めに対して運営事業者の本店所在地、運営事業者の目的、運営事業者の資本金額、運営事業者の決算期、その他の定款記載事項の変更を行う株主総会議案に賛成しないものとする。
- 4 運営事業者は、基本契約締結後速やかに、本市に対し、現行定款の原本証明付写しを提出するものとし、その後、その定款を変更したときには、その都度速やかに変更後の定款の原本証明付写しを、本市に対して提出するものとする。
- 5 構成員又は運営事業者は、基本契約の終了に至るまで、次の各号所定の行為のいずれかを行う場合、事前にその旨を本市に対して書面により通知し、その承諾を得た上で、これを行うものとする。この場合において本市に対する通知には、当該行為の内容、当該行為の相手方、新しく株主又は筆頭株主になる者の住所及び氏名又は商号並びに当該行為後の運営事業者の議決権比率その他構成員が必要と認める事項を記載するものとする。
- (1) 運営事業者の株式の第三者に対する譲渡、担保権設定又はその他の処分及びその承諾
 - (2) 設立時の株主以外の第三者の新株又は新株予約権の発行その他の方法による運営事業者への資本参加の決定
 - (3) 構成員による出資が出資比率の100%を下回ることになるか又は代表企業の出資が50%以下となることとなる新株又は新株予約権の発行その他の方法による増資
- 6 構成員又は運営事業者は、前項の定めるところに従って本市の承諾を得て前項各号所定のいずれかの行為を行った場合には、当該行為に係る契約書その他の合意文書の写し

を、その締結後速やかに、当該第三者作成に係る本市所定の書式の誓約書その他本市が必要とする書面を添えて本市に対して提出するものとする。

- 7 運営事業者は、経営の透明性を確保するために、令和●（●●●●）年●月以降の運営期間中、各年度の運営業務が開始する30日前までに（ただし、運営期間の初年度については、運営開始日の30日前までに）、翌事業年度の経営計画を、運営事業者が別途定めて本市が承認した様式により作成の上、本市に提出するものとする。本市は、当該経営計画を確認し、特定事業契約に照らして疑義がある場合には、運営事業者に対し、質問、修正要望等を行うことができるものとする。この場合、運営事業者は、本市の質問、修正要望等に誠意をもって対応しなければならない。
- 8 運営事業者は、経営の健全性及び透明性を確保するために、会社法上作成が要求される各事業年度の決算期に係る事業報告、計算書類、それらの附属明細書及び監査報告書その他委託者が合理的な範囲で要求する書類を、その決算期終了後速やかに本市に提出するものとする。本市は、必要があると認める場合、受領した書類の全部又は一部を公表することができるものとする。本市は、受領した書類を確認し、疑義がある場合には、質問等を行うことができるものとする。

（特定事業契約）

- 第7条 建設工事請負事業者は、設計・施工業務に関し、本市との間で、建設工事請負契約を基本契約の締結日付で仮契約として締結する。当該建設工事請負契約の仮契約は、本市議会において可決されることを停止条件として本契約としての効力を生ずるものとする。
- 2 運営事業者は、運営業務に関し、本市との間で、運営委託契約を基本契約の締結日付で仮契約として締結する。当該運営委託契約は、建設工事請負契約が本市議会において可決されることを停止条件として本契約としての効力を生ずるものとする。
 - 3 特定事業契約の締結は、本条その他基本契約によるほか、日本国の法令及びに我孫子市財務規則（昭和62年規則第9号。以下「財務規則」という。）によるものとする。
 - 4 法令、財務規則及び特定事業契約に定めのない事項については、必要に応じて本市が民間事業者又は運営事業者と協議の上で定める。⁷
 - 5 運営事業者がSPCを設立し又は運営JVを結成して、当該SPC又は当該運営JVが第1項で定める運営委託契約の契約当事者となる場合、同契約に基づく当該SPC又は当該運営JVの債務が全て履行されるまでは、当該SPC又は当該運営JVを解散してはならないものとする。なお、当該解散後に、同契約に基づき当該SPC又は当該運営JVが負うべき債務が残存していることが判明したときは、当該SPCにあっては運営企業が、当該運営JVにあってはその構成員である民間事業者が、当該債務を連帯して負担するものとする。

（設計・施工業務）

⁷ 民間事業者がSPCを設立しない提案を提出した場合には、「又は運営事業者」は削除する。

第8条 設計・施工業務の概要は、別紙4第1項記載のとおりとする。

- 2 別段の合意がある場合を除き、建設工事請負事業者は、建設工事請負契約の定めるところに従い、建設工事請負契約締結後速やかに、設計に着手し、これを完成させるとともに、本施設を完成させて本市への引渡しを令和●（●●●●）年●月●日までに完了するものとする。
- 3 前各項の定めるところのほか、設計・施工業務の詳細は建設工事請負契約の定めるところに従うものとする。

（運營業務）

第9条 運營業務の概要は、別紙4第2項記載のとおりとする。

- 2 別段の合意がある場合を除き、運營業務に係る業務遂行期間は、別紙3記載の期間（以下「運営期間」という。）とし、本施設の運営を令和●（●●●●）年●月●日に開始し、令和●（●●●●）年●月●日に終了するものとする。
- 3 前各項の定めるところのほか、運營業務の詳細は、運営委託契約の定めるところに従うものとする。
- 4 ⁸運営企業は、運營業務を運営委託契約の定めるところに従って運営事業者より受託し、これを確実に遂行する。かかる業務遂行のための運営事業者と運営企業の間で業務委託契約（以下「業務委託契約」という。）を締結することとし、本市の事前の承諾なく業務委託契約を締結、変更及び解除してはならない。運営企業の法的倒産手続きの開始その他の事由で、運営企業が業務委託契約上の受託業務の遂行が困難であると認められる場合、本市は運営事業者及び民間事業者候補者の探索を要請することができる。この場合、運営事業者は、運営企業に代わって運營業務を遂行する者の候補者（ただし、入札説明書等の定める運営企業の備えるべき参加資格条件の全てを満たすものとする。以下「後継運営企業候補者」という。）を探索する。運営事業者は、運営企業に代わって運營業務を遂行することにつき、後継運営企業候補者から内諾を得た上で、後継運営企業候補者の情報その他本市が合理的に求める情報を開示して後継運営企業候補者への運營業務の引継の検討を書面で本市に打診する。当該打診が基本契約を解除する前になされ、かつ当該打診内容に取り組むべき合理的な理由がある場合においては、法令その他本市の定める諸規定が許容する限り、本市は、その裁量で、当該打診を本市において検討する期間中、基本契約を解除しないことができる。
- 5 本市は、前項の定めるところに従って後継運営企業候補者への運營業務の引継を検討した結果、当該引継の妥当性、必要性、許容性を合理的に認めた場合において、当該引継が法令その他本市の定める諸規定の定めるところに従って許容されるときは、当該引継を承諾する旨の通知を運営事業者に対して行うものとする。当該通知を受領した場合、運営事業者は、運営企業又は後継運営企業候補者との間で、(i)運営事業者と運営企業との間の既存契約上の運営企業の地位を後継運営企業候補者に承継させる

⁸ 民間事業者がSPCを設立しない提案を提出した場合には、第4項及び第5項は削除する。

契約、又は（ii）運営期間の残存期間に係る運営業務の遂行に関する新規の契約を締結し、これに合理的な協力を尽くすものとする。なお、運営企業は本市の当該通知内容に従うとともに、上記（i）又は（ii）の措置が円滑に進むよう合理的な協力を尽くすものとする。

（運営事業者の支援等）⁹

第10条 代表企業は、本市に対して、運営委託契約に基づく運営事業者の本市に対する損害賠償義務、違約金支払義務その他一切の金銭債務の履行を連帯保証し、本市及び運営事業者が運営委託契約を締結すると同時に別紙6の様式の保証書を本市に提出する。

2 前項の保証の上限額は、保証債務の履行請求のあった日を基準日とする残期間運営費の総額の10分の1に相当する額又は各事業年度において適用される運営費の当該事業年度における総額の2分の1に相当する額のいずれか大きい額に相当する額（以下本条において「保証上限額」という。）とする。なお、本市の保証債務履行の請求に基づき代表企業が支払った金額は、当該保証債務に係る債務が代表企業の故意又は過失若しくは運営事業者及び代表企業間の契約において代表企業の責めに帰すべき事由により発生したものである場合、又は保険により若しくは第三者（運営事業者を含む。）から履行した保証債務について填補されている場合を除き、保証上限額から控除し、以後、当該控除後の金額をもって新たな保証上限額とする。

（再委託等）¹⁰

第11条 運営委託契約に基づき受託した業務に関し、運営事業者は、運営委託契約の定めるところに従うほか、運営企業以外の第三者に再委託し、又は下請させてはならない。

（権利義務の譲渡の禁止）¹¹

第12条 本市、民間事業者及び運営事業者は、他の当事者の事前の承諾なく基本契約上の権利義務につき、第三者への譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。ただし、第9条第4項及び第5項の定めるところに従って後継運営企業候補者が運営企業から運営業務の引継を行う場合には、民間事業者は、後継運営企業候補者をして、運営企業の基本契約上の地位並びに当該地位に基づく権利及び義務（ただし、既発生のは除かれるものとする。）を承継させるものとし、本市は、これを承諾するほか、覚書等の締結その他必要な合理的な協力を行うものとする。

（損害賠償）¹²

⁹ 民間事業者がSPCを設立しない提案を提出した場合には、本条は削除する。

¹⁰ 民間事業者がSPCを設立しない提案を提出した場合には、本条は削除する。

¹¹ 民間事業者がSPCを設立しない提案を提出した場合には、第1文の「及び運営事業者」は削除する。また、第2文は削除する。

¹² 民間事業者がSPCを設立しない提案を提出した場合には、本条の「及び運営事業者」はいずれも削除する。

第13条 本市、民間事業者及び運営事業者は、基本契約上の義務を履行しないことにより他の当事者に損害を与えた場合、その損害を合理的な範囲で賠償しなければならない。

ただし、この場合におけるいずれかの民間事業者又は運営事業者の本市に対する賠償義務については、他の民間事業者及び運営事業者も連帯して責任を負うものとし、本市は、民間事業者及び運営事業者の全部に対して、本市が被った損害の全額について賠償請求できるものとする。

(契約の不調)¹³

第14条 本市、民間事業者及び運営事業者のいずれの責めにも帰すことのできない事由により建設工事請負契約の仮契約について、本市議会の議決を得られなかった場合には、基本契約及び運営委託契約は効力を生じないまま、当然に終了するものとする。この場合、本基本契約の当事者が当該契約の履行の準備に関して支出した費用は各自の負担とし、相互に債権債務関係の生じないことを確認する。

(契約の終了)

第15条 基本契約及び運営委託契約は、建設工事請負契約の締結について本市議会の議決を得ることを停止条件として効力を生じ、基本契約が終了するまで、基本契約の各規定は本市、民間事業者及び運営事業者を、運営委託契約の各規定は本市及び運営事業者を、それぞれ法的に拘束するものとする。運営事業者は、運営期間終了後の引継時において本市の定める要求水準を満足する状態で本施設を本市に引継ぐものとする。なお、運営事業者は、運営期間終了後の措置については、要求水準書等に従うものとする。¹⁴

2 建設工事請負契約及び運営委託契約の全てが終了した日をもって基本契約は終了するものとする。

3 第1項及び第2項の定めにかかわらず、本市は、民間事業者又は運営事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、民間事業者又は運営事業者に書面で通知することにより、基本契約を解除することができる。なお、当該解除は、本市の第13条に基づく民間事業者又は運営事業者に対する損害賠償請求を妨げない。また、基本契約を解除する場合、建設工事請負契約及び運営委託契約のうち未履行義務の存する契約については同時に解除されるものとみなす。¹⁵

(1) 基本契約のいずれかの規定に違反した場合において、本市が相当期間の是正期間を設けて、当該違反の治癒を請求したにもかかわらず、当該相当期間内に当該違反が治癒されないとき。

¹³ 民間事業者がSPCを設立しない提案を提出した場合には、「及び運営事業者」は削除する。

¹⁴ 民間事業者がSPCを設立しない提案を提出した場合には、本項の「及び運営事業者は」は削除する。

¹⁵ 民間事業者がSPCを設立しない提案を提出した場合には、本項の「及び運営事業者は」は削除する。

- (2) 建設工事請負契約第48条の2第1項第10号イからトまでのいずれかに該当するか又は本事業に関して同契約第48条の3第1項各号のいずれかに該当する場合。
 - (3) 前号のほか、基本契約以外の締結している建設工事請負契約又は運営委託契約が本市より解除された場合。
- 4 第1項及び第2項の定めにかかわらず、民間事業者又は運営事業者は、本市が次の各号のいずれかに該当するときは、本市に書面で通知することにより、基本契約を解除することができる。なお、当該解除は、民間事業者又は運営事業者の第13条に基づく本市に対する損害賠償請求を妨げない。また、基本契約を解除する場合、建設工事請負契約及び運営委託契約のうち未履行義務の存する契約については同時に解除されるものとみなす。¹⁶
- (1) 基本契約のいずれかの規定に違反した場合において、民間事業者又は運営事業者が相当期間の是正期間を設けて、当該違反の治癒を請求したにもかかわらず、当該相当期間内に当該違反が治癒されないとき。
 - (2) 基本契約以外の締結している建設工事請負契約又は運営委託契約が民間事業者又は運営事業者より解除された場合。
- 5 前各項の定めにかかわらず、基本契約の終了後も、第13条、第14条及び第16条の定めは有効とし、当事者を法的に拘束し続けるものとする。

(秘密保持等)

第16条 本市、民間事業者及び運営事業者は、特定事業契約又は本事業に関連して相手方から秘密情報として受領した情報を秘密として保持して善良な管理者の注意をもって管理し、特定事業契約の履行又は本事業の遂行以外の目的でかかる秘密情報を使用してはならず、相手方の事前の承諾なしに第三者に開示してはならない。¹⁷

- 2 次の情報は、前項の秘密情報に含まれないものとする。
- (1) 開示の時に公知である情報
 - (2) 開示される前に自ら正当に保持していたことを証明できる情報
 - (3) 開示の後に本市、民間事業者及び運営事業者のいずれの責めにも帰すことのできない事由により公知となった情報
 - (4) 本市及び民間事業者が基本契約に基づく秘密保持義務の対象としないことを書面により合意した情報
- 3 第1項の定めにかかわらず、次の場合には相手方の承諾を要することなく、相手方に対する事前の通知を行うことにより、秘密情報を開示することができる。ただし、相手方に対する事前の通知を行うことが、権限ある関係当局による犯罪捜査等への支障を来す場合は、事前の通知を行うことを要さない。

¹⁶ 民間事業者がSPCを設立しない提案を提出した場合には、本項の「又は運営事業者」は削除する。

¹⁷ 民間事業者がSPCを設立しない提案を提出した場合には、本項及び第2項の「及び運営事業者」は削除する。

- (1) 弁護士、公認会計士、税理士又は国家公務員等の法令上の守秘義務を負う者に開示する場合
 - (2) 法令等に従い開示が要求される場合
 - (3) 権限ある官公署の命令に従う場合
 - (4) 本市と本事業につき守秘義務契約を締結した本市のアドバイザーに開示する場合
 - (5) 民間事業者が運営事業者に開示する場合
 - (6) 本市が本事業の一部又は全部を民間事業者及び運営事業者以外の第三者に委託する場合の当該第三者に開示する場合[ただし、当該第三者が本市に対して守秘を誓約する場合に限る。]
 - (7) 本市が特定事業契約終了後に本施設の運営管理又は維持管理に関する業務を委託する者について公募、交渉等の選定手続を行うにあたり、当該委託先候補者に開示をすることが必要な場合[ただし、当該委託先候補者が本市に対して守秘を誓約する場合に限る。]
 - (8) 本市が本事業に関して本市議会に対する説明義務を果たすために必要な事項を開示する場合
- 4 本市は、前各項の定めにかかわらず、特定事業契約又は本事業に関して知り得た行政情報に含まれるべき情報に関し、法令その他本市の定める諸規定の定めるところに従って情報公開その他の必要な措置を講じることができる。
- 5 民間事業者及び運営事業者は、特定事業契約又は本事業に関して知り得た個人情報の取扱いに関し、法令に従うほか、本市の定める諸規定を遵守するものとする。¹⁸

(管轄裁判所)

第17条 本市、民間事業者及び運営事業者は、基本契約に関して生じた当事者間の紛争については、千葉地方裁判所をもって合意による第一審の専属的管轄裁判所とする。

(誠実協議)

第18条 基本契約に定めのない事項について必要が生じた場合、又は基本契約に関し疑義が生じた場合は、その都度、本市、民間事業者及び運営事業者が誠実に協議して定めることとする。

¹⁸ 民間事業者がSPCを設立しない提案を提出した場合には、本項、第17条、第18条及び署名欄の「及び運営事業者」は削除する。

基本契約の成立を証するため、本書【 】通を作成し、各当事者記名押印の上、各自その1通を所持する。

各当事者は、我孫子市の議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第7号）第2条に基づき我孫子市リサイクルセンター整備運営事業建設工事請負契約が我孫子市議会の議決を得ることを基本契約の効力発生の停止条件とし、我孫子市議会の当該議決を得た日から基本契約の効力を有することを確認する。

なお、我孫子市リサイクルセンター整備運営事業建設工事請負契約が議会で可決されず基本契約が成立しないときは、この契約は無効とし、これにより民間事業者及び運営事業者に生ずる如何なる損害についても、我孫子市は、その責めを負わない。

令和●年●月●日

我孫子市

[住所]我孫子市我孫子1858番地

[氏名]我孫子市長 星野 順一郎

(代表企業)

[住所]

[商号]

[代表者]

(構成企業)

[住所]

[商号]

[代表者]

(構成企業)

[住所]

[商号]

[代表者]

(構成企業／運営事業者)

[住所]

[商号]

[代表者]

定義集

(以下、五十音順)

「運営委託契約」とは、基本契約に基づき本市及び運営事業者が本施設の運営業務の委託に関して締結する、本事業に関する運営委託契約をいう。

「運営開始日」とは、建設工事完了日の翌日をいう。

「運営完了日」とは、運営開始日から20年を経過した日が属する年度の最終日をいう。

「運営期間」とは、運営開始日から運営完了日までの期間をいう。

「運営企業」とは、本事業の運営業務を担当する企業である【 】をいう。

「運営業務」とは、運営委託契約第9条に規定された業務をいう。

「運営事業者」とは、民間事業者のうち、運営業務委託契約を締結するSPC、代表企業単独又は運営JVをいう。¹⁹

「運営JV」とは、本事業の運営業務を実施する運営企業からなる共同企業体をいう。²⁰

「運営費」とは、運営事業者が本施設の運営業務を実施した対価として本市が運営委託契約に従い運営事業者に支払う金額（消費税を含む。）をいう。²¹

「SPC」とは、本事業の運営業務を実施するため、民間事業者が本市内に設立する会社法（平成17年法律第86号）で規定する特別目的会社をいう。²²

「SPC構成員」とは、本事業の運営業務を実施するSPCを設立する場合において、民間事業者のうち、SPCに出資する企業をいう。²³

「基本協定」とは、本市及び民間事業者が特定事業契約の締結等に関して締結した令和●

¹⁹ 民間事業者がSPCを設立しない提案を提出した場合には、「SPC、」は削除する。

²⁰ 民間事業者が運営JVを設立しない提案を提出した場合には、本項は削除する。

²¹ 民間事業者がSPCを設立しない提案を提出した場合には、本項定義の「運営事業者」は「運営企業」に変更する。

²² 民間事業者がSPCを設立しない提案を提出した場合には、本定義は削除する。

²³ 同上

年●月●日付けの我孫子市リサイクルセンター整備運営事業基本協定書をいう。

「基本契約」とは、民間事業者及び運営事業者に設計・施工業務及び運営業務を一括で委託し又は請け負わせる際に、本事業に係る基本的な事項を定めるために本市、民間事業者及び運営事業者が締結する契約をいう。²⁴

「計画ごみ質」とは、要求水準書第1章第4節2)に示される計画ごみ質をいう。

「建設工事請負契約」とは、基本契約に基づき本市及び建設工事請負事業者が本施設の設計及び建設工事等の請負を目的として締結する、本事業に関する建設工事請負契約をいう。

「建設工事請負事業者」とは、民間事業者のうち、建設工事請負契約を締結する企業又は建設JVをいう。

「建設企業」とは、本施設の施工業務を担当する企業である【 】, 【 】及び【 】をいう。

「建設JV」とは、本施設の設計・施工業務を実施する設計企業又は建設企業からなる建設共同企業体をいう。

「設計JV」とは、本施設の設計業務を実施する設計企業からなる設計共同企業体をいう。

「建設工事完了日」とは、建設工事請負契約に基づいて本施設の本市に対する引渡し completed した日をいう。

「構成企業」とは、入札参加表明者または入札参加者を構成する企業をいい、【 】, 【 】及び【 】をいう。

「工事用地」とは、本事業において本施設の設計・施工業務を行う場所で要求水準書第1章第3節1に示される土地をいう。

「残期間運営費」とは、この用語が使用される条項で定められる基準日が属する事業年度の開始日から運営完了日までの運営業務に対して支払われる運営費（基準日が属する事業年度に適用される金額により算出する。）の総額をいう。

²⁴ 民間事業者がSPCを設立しない提案を提出した場合には、本定義は、「「基本契約」とは、民間事業者に設計・施工及び運営業務を一括で委託し、又は請け負わせる際に本事業に係る基本的な事項を定めるために本市及び民間事業者が締結する契約をいう。」に変更する。

「事業年度」とは、毎年、4月1日に開始し、3月末日に終了する1年度をいう。

「事業用地」とは、本事業において運營業務を実施すべき場所で要求水準書第1章第3節1に示される土地をいう。

「消費税」とは、消費税法（昭和63年法律第108号）に定める消費税及び地方税法（昭和25年法律第226号）に定める地方消費税をいう。

「処理対象物」とは、我孫子市で発生し、本市が本施設に搬入する不燃ごみ、粗大ごみ、資源（プラスチック、ペットボトル、空きびん類、空き缶類、金属類、廃食用油、剪定枝木、乾電池・蛍光灯、小型二次電池、古紙類、古繊維類、その他）をいう。

「設計企業」とは、本施設の設計業務を担当する企業である【 】をいう。

「代表企業」とは、民間事業者を代表する【 】をいう。

「提案書」とは、【 】グループが提出した入札書及び本事業に関する提案内容を記載した応募提案書類をいう。

「特定事業契約」とは、基本契約、建設工事請負契約及び運営委託契約の総称をいう。

「入札説明書」とは、本事業に係る入札説明書をいう。

「入札説明書等」とは、本市が本事業の事業者募集のための入札に関して公表した令和●年●月●日付けの入札説明書（本市が公表した参考資料及びその他の補足資料を含む。）及び令和●年●月●日付けで公表した質問回答書（ただし、要求水準書及び契約書案に関するものを除く。）をいう。

「年間計画処理量」とは、各事業年度の処理対象物の処理量をいう。

「法令等」とは、法律・命令・条例・政令・省令・規則、若しくは通達・行政指導・ガイドライン、又は裁判所の判決・決定・命令・仲裁判断、若しくはその他公的機関の定める一切の規定・判断・措置等をいう。

「本施設」とは、リサイクルセンター（リサイクル処理棟、ストックヤード）及びその他本事業において建設、運営される一切の施設・設備の総称をいう。

「民間事業者」とは、本事業に係る入札において落札者として選定された【 】グループ
又は【 】グループを構成する企業のすべてをいう。

「要求水準書」とは、本市が本事業の入札において公表した我孫子市リサイクルセンター
整備運営事業要求水準書をいう。

「要求水準書等」とは、本事業の入札説明書、要求水準書及び質問回答書をいう。

別紙2 事業及び施設の概要

1 事業名

我孫子市リサイクルセンター整備運営事業

2 事業目的

我孫子市リサイクルセンター整備運営事業は、本市における将来の安定的、かつ、安全なごみ処理体制の確立と我孫子市リサイクルセンター整備詳細計画で掲げた「リサイクルセンター整備に係る基本方針」を具現化し、循環型社会を構築するための資源化施設として整備し、適切な運営を行うことを目的とする。

3 事業内容

本事業は、DBO方式により実施する。本事業の設計・施工業務は、代表企業単独又は民間事業者が設立する共同企業体が行うものとする。

また、本事業の運営業務は、民間事業者が設立するSPC又は代表企業単独若しくは民間事業者が設立する共同企業体が行うものとする。²⁵

なお、民間事業者は35年間以上の施設使用を前提として設計・施工及び運営を行うこととする。

本施設の設計・施工業務については、循環型社会形成推進交付金の交付対象事業として実施する。

4 施設の立地条件

(1) 事業用地

我孫子市中峠2264番地及び2274番地

(2) 事業用地面積

約3.03ha(うち事業予定地約1.43ha)

(3) 土地利用規制

都市施設 : ごみ焼却場(昭和46年10月1日市告示第42号)

都市計画区域 : 市街化調整区域

用途地域 : 指定なし

防火地域 : 指定なし

建築基準法(昭和25年法律第201号)第22条地域に該当

高度地区 : 指定なし

建ぺい率 : 60%以下

容積率 : 200%以下

緑化率 : 空地面積に対して15%以上(我孫子市緑地等の保全及び緑化の推進に関する条例)

²⁵ 民間事業者がSPCを設立しない提案を提出した場合には「民間事業者が設立するSPC又は代表企業単独若しくは」を「代表企業単独又は」に修正する。

緑化面積 : 工事用地内で2,848.9m²以上 (工場立地法)
伝搬障害防止区域 : 指定なし
河川区域及び河川保全区域 : 指定あり (河川保全区域 : 敷地北、国有地敷地境界から20m
まで。)
埋蔵文化財法増値 ; 指定なし
土砂災害警戒区域等 : 指定なし
宅地造成等工事規制区域 : 指定あり
景観計画区域 : 自然・田園景観ゾーン (我孫子市景観計画)

(4) 計画ごみ量

項目	計画ごみ量 (保管量) (t/年)
リサイクル処理棟	4,591.9
不燃ごみ・粗大ごみ処理系列	1,306.4
プラスチック処理系列	1,797.6
ペットボトル処理系列	354.5
びん処理系列	786.7
缶処理系列	346.7
ストックヤード	2,738.8
金属類	512.1
廃食用油	16.8
乾電池	32.6
蛍光管	6.1
小型二次電池 (製品含む)	8.0
古紙類	100.0
古繊維類 (毛布類を含む)	526.0
家庭用小型家電	0.6
剪定枝木	1,536.6

(5) 施設の機能と処理能力

不燃ごみ・粗大ごみ	7.1t/日 (破碎・選別・保管)
プラスチック処理	10.1t/日 (選別・圧縮梱包・保管)
ペットボトル処理	2.1t/日 (選別・圧縮梱包・保管)
びん処理	4.5t/日 (選別・保管)
缶処理	1.7t/日 (選別・圧縮・保管)
ストックヤード (保管)	
計量棟	

※ストックヤードの保管品目は、金属類、廃食用油、乾電池、蛍光管、小型二次電池 (製品含む)、古紙類、古繊維類、家庭用小型家電製品・家電製品、剪定枝木、不燃有価物、不法投棄回収物、動物死体

別紙3 事業日程

1 設計・施工期間

建設工事請負契約締結日の翌日から令和●年●月●日まで。

[契約協議の結果に従って記載します。]

2 運営期間

令和●年●月●日から令和●年●月●日まで。

[契約協議の結果に従って記載します。]

以上

別紙4 民間事業者及び運営事業者が行う業務²⁶

1 本施設の設計・施工に関する業務

- ①本施設の設計
- ②本施設の建設
- ③測量・地質等の本市が提示する調査結果以外に必要となる調査
- ④本市の循環型社会形成推進交付金申請支援
- ⑤環境影響評価に係る環境保全措置、事後調査の実施及び支援
- ⑥本市が行う許認可申請支援
- ⑦建設工事に係る許認可申請
- ⑧近隣対応（建設工事請負事業者が負担すべき範囲）
- ⑨本市と別途合意する業務
- ⑩その他これらに附帯関連する業務

2 本施設の運営に関する業務

- ①運転管理業務
- ②維持管理業務
- ③情報管理業務
- ④環境管理業務
- ⑤防災管理業務
- ⑥保安・清掃・住民等対応業務
- ⑦見学者対応支援業務
- ⑧本市と別途合意する業務
- ⑨その他これらに附帯関連する業務

以上

²⁶ 民間事業者がSPCを設立しない提案を提出した場合には、「及び運営事業者」を削除する。

別紙5 本市が行う業務

- 1 本施設の設計・施工に関する業務
 - ①用地の確保
 - ②業務実施状況のモニタリング
 - ③建設費の支払
 - ④周辺住民の対応
 - ⑤本事業に必要な行政手続
 - ⑥その他これらを実施する上で必要な業務

- 2 本施設の運営に関する業務
 - ①運営モニタリング業務
 - ②処理対象物の搬入業務
 - ③受付・計量・料金徴収業務
 - ④資源回収物、残渣等処分業務（資源化含む）
 - ⑤住民対応業務
 - ⑥見学者対応業務
 - ⑦運営費支払業務

以上

我孫子市長 星野 順一郎 様

保 証 書

【 】（以下「保証人」という。）は、我孫子市リサイクルセンター整備運営事業（以下「本事業」という。）に関連して、保証人が代表企業であるところの【 】グループが我孫子市（以下「本市」という。）との間で令和●年●月●日に締結した我孫子市リサイクルセンター整備運営事業基本契約（以下「基本契約」という。）に基づいて、この保証書を提出する。

なお、本保証書において用いられる用語は、特に定義された場合を除き、基本契約において定められたものと同様の意味を有するものとする。

（保証）

第1条 保証人は、本事業の運営委託契約に基づく運営事業者の本市に対する損害賠償債務及び違約金支払債務その他の金銭債務（以下総称して「主債務」という。なお、同契約の締結時に予定されていた金銭債務に限らず、その後、同契約の規定に基づき本事業の工期の変更、延長、工事の中止その他の事由により同契約又は主債務の内容が変更となった場合、当該変更後の債務を含む。）の履行を、運営事業者と連帯して保証する。

（履行の請求）

第2条 本市は、保証債務の履行を請求しようとするときは、保証人に対して、本市が別途定める様式による保証債務履行請求書を送付する。保証人は、かかる保証債務履行請求書を受領した日から30日以内に、当該請求に係る保証債務の履行を完了しなければならない。

（保証の上限）

第3条 第1条の保証の額の上限は、保証債務の履行請求のあった日を基準日とする残期間運営費（運営変動費については、年間計画処理量及び計画ごみ質等に基づき算出する。）の総額の10分の1に相当する額又は各事業年度において適用される年間計画処理量及び計画ごみ質等に基づき算出する運営費（運営変動費については、年間計画処理量及び計画ごみ質等に基づき算出する。）の当該事業年度における総額の2分の1に相当する額のいずれか大きい額に相当する額（以下本条において「保証上限額」という。）とする。なお、本市の保証債務履行の請求に基づき保証人が支払った金額は、当該保証債務に係る債務が保証人の故意又は過失若しくは運営事業者及び保証人間の契約において保証人の責めに帰すべき事由により発生したものである場合、又は保険により若しくは第三者（運営事業者を含む。）から履行した保証債務について填補されている場合を除

²⁷ 民間事業者がSPCを設立しない提案を提出した場合には、本別紙は削除する。

き、保証上限額から控除する。

(求償権の行使)

第4条 保証人は、本市の同意がある場合を除き、運営委託契約に基づく運営事業者の債務が全て履行されるまで、保証人が本保証に基づく保証債務を履行したことにより、代位によって取得した権利を行使することができない。

(終了及び解約)

第5条 保証人は、本保証を解約することができない。本保証は、主債務が消滅した場合、終了するものとする。

(管轄裁判所)

第6条 本保証に関する訴訟、和解及び調停に関しては、千葉地方裁判所をもって合意による第一審の専属的管轄裁判所とする。

(準拠法)

第7条 本保証は、日本国の法令に準拠するものとし、これによって解釈するものとする。

以上の証として本保証書が2部作成され、保証人はこれに署名し、1部を本市に差し入れ、1部を自ら保有する。

令和●年●月●日

保証人
[住所]
[商号]
[代表者]